

○ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 (2026)年 4 月 23 日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 件名

栃木県「文化と知」の創造拠点整備に係る地質調査業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「栃木県「文化と知」の創造拠点整備に係る地質調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 (2026)年 8 月 26 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3 月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 官公庁が発注する建築物の新築又は増築に係る地質調査業務委託の実績を有すること（平成28（2016）年 4 月 1 日以降、参加資格確認基準日までに業務が完了しているものに限る。）。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号

栃木県生活文化スポーツ部 文化と知の創造拠点整備室 整備推進担当（栃木県庁本館10階）

電話 028-623-2893 メールアドレス [bunkatochi@pref.tochigi.lg.jp](mailto:bunkatochi@pref.tochigi.lg.jp)

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 8 (2026)年 4 月 23 日(木)から令和 8 (2026)年 4 月 30 日(木)まで入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、(1) の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 8 (2026)年 5 月 19 日(火)午後 2 時までに、電子入札システムにより提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

令和8(2026)年5月19日(火)午後3時

栃木県生活文化スポーツ部文化と知の創造拠点整備室(栃木県庁本館10階)

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに(1)に連絡し、代理人が立ち合う場合は委任状を持参すること。

(5) 入札方法 1(1)の件名で総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

ア 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 内訳書

別紙「委託費内訳書」に入札書記載金額の内訳を記載し、入札書に添付すること。

4 入札保証金及び契約保証金 免除

5 最低制限価格の有無 無

6 入札の無効

(1) 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

(3) 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

(4) 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月1日施行)第19条第1項から第4項までに掲げる入札に係る入札書

7 契約書の作成の要否 要

8 落札者の決定方法

(1) 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

## 9 その他入札に関する条件

- (1) この入札及び契約は、県の都合により停止をすることがあり得る。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、本件入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 詳細は、入札説明書等によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）の定めるところによる。

（生活文化スポーツ部文化と知の創造拠点整備室）